院内掲示

厚生労働大臣の定める掲示事項は、下記の通りです。

【入院基本料に関する事項】

◆ 当病院では、１日に 6 人以上の看護職員と 6 人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

・ 朝８時 30 分 ～ 夕方１７時まで、看護職員１人当たりの受け持ち数は ２０ 人以内で、看護補助者１人当たりの受け持ち数は ２０ 人以内です。

・ 夕方16時３０分 ～ 朝９時まで、看護職員１人当たりの受け持ち数は 40 人以内で、看護補助者１人当たりの受け持ち数は 40 人以内です。

【近畿厚生局長への届出事項】

１．以下の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

◎ 基本診療料

◆ 療養病棟入院基本料 1

◆ 入院時食事療養(Ⅰ)／生活療養（Ⅰ）

◆外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

◆入院ベースアップ評価料 40

２．当病院では「入院時食事療養(Ⅰ) 及び生活療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後６時以降)適温で提供しています。

【保険外併用療養費に関する事項】

特別療養環境の提供

区分	部屋番号	差額室料　（消費税込み）
トイレ付個室	２０１号室	１３，２００円／日
個室	２０２．２０３．２０５．２０６．２１０号室	５，５００円／日
二人部屋	２０７．２０８号室	３，８５０円／日
四人部屋	２２０号室	１，１００円／日

【明細書の発行について】

当病院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を発行しております。明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

【長期収載品の選定療養について】

令和６年１０月以降「長期収載品」といわれる後発医薬品のある先発医薬品のうち、要件にあった長期収載品は、 後発医薬品との差額の一部を選定療養費として、全ての医療機関で患者様が自己負担をすることとなっております。

令和８年６月１日

医療法人社団紫高会　伊川谷北病院